



このページで提供している情報

- [オーストラリア国籍者または永住者の近親者](#)
 - [保護責任者](#)
- [ビザをお持ちでない方](#)
- [適用除外措置のオンライン申請](#)

オーストラリアは、オーストラリアのコミュニティにおける健康を守るために、厳しい国境保護策を取っています。現在、オーストラリアを発着する航空便はごくわずかに限られており、渡航希望者は現在の状況下では渡航できない可能性があります。渡航規制は変更される可能性があります。こまめに最新の情報を確認するようにしてください。詳細は、[National Cabinet \[国家内閣\] の報道向け声明](#)で確認してください。

オーストラリア国籍者を含む、オーストラリアに到着するすべての渡航者は、到着する都市にあるホテルなどの指定施設で 14 日間自己隔離をしなければなりません。詳細は、[Coronavirus \(COVID-19\) advice for travellers \[新型コロナウイルス \(COVID-19\) に関する渡航者向けアドバイス\]](#)を確認してください。なお、自己隔離にかかる費用については、自己負担することを要求される可能性があります。自己隔離義務についての詳細は、当該の[各州・準州の保健管轄省](#)にお問い合わせください。

オーストラリア国籍者または永住者の近親者

オーストラリア国籍者または永住者の近親者であれば、オーストラリアへの渡航を認められています。該当する方は、オーストラリア国籍者または永住者との近親関係を証明する書類等を提出し、渡航前に有効なビザを取得・保有しておかなければなりません。

近親者とみなされるのは、つぎに該当する方々に限定されます：

Immediate family member of an Australian Citizen or permanent resident – Japanese –
21/09/20

- 配偶者
- de facto [事実婚] 関係にあるパートナー
- 扶養下にある子供
- 法定保護責任者

パートナービザ（サブクラス 100、309、801、820）および子供ビザ（サブクラス 101、102、445）の保有者は、オーストラリアへの渡航を認められています。これらのビザの保有者は、オーストラリアの渡航規制の適用除外措置を申請する必要はありません。

Prospective Marriage [婚約者] ビザ（サブクラス 300）の保有者は、オーストラリアの渡航規制の適用除外措置を申請する必要があり、申請は個々の状況に応じて審査されますので、ご注意ください。結婚の意思表示は、オーストラリア国籍者または永住者の近親者であることを立証する証拠として十分なものではありません。このページの最下部からオンライン申請をして、近親関係を証明するもの、または近親関係を理由とするものとは別の個別に認められる適用除外措置カテゴリーの条件を満たしていることを証明する文書等を提出することができます。

別の種類の Temporary Visa [一時滞在ビザ] の保有者や、まだオーストラリアへ渡航するための有効なビザを取得・保有していない方は、オーストラリアに渡航する前に近親関係を証明するもの（婚姻証明書や、共有資産または共有不動産の関連文書等の事実婚関係を証明する書類等、ご自身の出生証明書、またはお子様の出生証明書など）を当省に提出しなければなりません。当省から渡航を認める通知があるまでは、渡航しないでください。

近親関係を証明するものの提出に関する情報は、[Evidence of relationship \[近親関係の証明書類等\]](#) の項を確認してください。

証明書類等の提出は、このページの最下部にある「オンラインで申請する」から行ってください。

保護責任者

子供についての保護責任者とは、その子供の長期的な福祉の責任を負う者であり、法または慣習によりその子供の保護責任者に与えられる権限や権利、義務のうち、以下を除くすべてを有する者を指します：

- その子供の日々の監護や管理をする権利

Immediate family member of an Australian Citizen or permanent resident – Japanese –
21/09/20

- その子供の日々の監護や管理に関わる意思決定を行う権利と責任

ビザをお持ちでない方

ビザを取得するまで、オーストラリアへの渡航は認められません。ビザを申請して、その際に近親関係の証明するもの（婚姻証明書やご自身の出生証明書、またはお子様の出生証明書など）も含めるようにしてください。

近親関係を証明するものの提出に関する情報は、[Evidence of relationship \[近親関係の証明書類等\]](#) の項を確認してください。

適用除外措置のオンライン申請

渡航規制の適用除外措置の申請は、早くても予定している渡航の3ヵ月前、遅くとも渡航予定の2週間前までに行わなければなりません。

[オンラインで申請する](#)

オーストラリアに渡航しなければならない[酌量すべき事情](#)や、[やむを得ない事情](#)がある渡航者についても、このフォームを使用して渡航規制の適用除外措置を申請することができます。